

(別添4)

平成25年分 民間給与実態統計

「各推定総額についての標準誤差率」

		所得者数	給料・手当	賞与	給与	税額	
事業所規模	第1層	1～9人	0.94%	1.43%	2.81%	1.45%	4.68%
	第2層	10～29人	0.75%	1.40%	2.98%	1.45%	4.09%
	第3層	30～99人	0.76%	1.24%	2.46%	1.31%	3.77%
	第4層	100～499人	0.91%	1.21%	1.98%	1.30%	2.51%
	第5層	500～999人	0.43%	1.02%	1.74%	1.10%	2.74%
	第6層	1000～4999人	0.46%	0.67%	0.96%	0.71%	1.25%
	第7層	5000人以上	2.81%	3.26%	3.62%	3.24%	3.76%
	第8層	本社	0.74%	0.80%	1.01%	0.82%	1.33%
第1～8層計		0.47%	0.63%	1.00%	0.66%	1.28%	

引用元:

<http://www.nta.go.jp/kohyo/tokei/kokuzeicho/minkan/gaiyou/2013.htm#a-02>

(資料18)

平成27年2月19日

第57回基本計画部会資

未諮問基幹統計(民間給与実態統計)についての委員の御質問・御意見等について

通し番号	基本計画部会で確認したい事項	確認したい事項とお考えの理由
1	調査対象給与所得者の抽出方法が年間給与額により異なる理由	調査対象給与所得者が2,000万円以下、年間給与額が2,000万円以下の者は無作為抽出であるのに対し、2,000万円を超える者は全数(有意抽出)としている。この点、異なるチャンスの抽出率が混在することになる。おそらく、量的には少ない高所得者層を配慮して(ウェイト付け)の対応であろうと想像するが、このあたりの取扱いについてご説明いただきたい。
2	ウェブ上の説明によれば、給与所得者数及び給与所得総額の推計は、単純な線形推計によって見受けられるが、この場合、回答率が75.9%であることから、その結果は低めに偏るものと考えられる。このような偏りを補正するために、何らかの推計上の工夫を行っているか？また、回答率が階層間でばらつきがある可能性もあり、その場合には、推計結果に影響を及ぼすと考えられる。このため、補正など何らかの対応を行っているか？その場合、どのような方法を行っている？	この統計では、所得・税額の総額を推計していることから、有効回答率が100%に満たない場合の処理は、推計値の精度に直接的な影響を与えず、母集団のリストは予め把握できており、また、税務データからかなりの背景情報は得られるはずだから、なんらかの効果的な補正方法はあるものと思われる。もし、補正を行っていないのであれば、簡便な方法でもよいから、適用してほしい。
3	この調査結果の税額の総額と、国税収入の実績とどの程度一致しているのか？(仮に有効回答率100%となった場合、税額の総額の推計値は税収実績と一致するのか？実際のどの程度一致しているのか？)	調査統計としての民間給与実態統計から得られる給与所得の数字と、これに対応する行政資料に基づく税務統計から得られる給与所得の統計とで、どの程度整合性があるか、具体的な数字を示していただきたい。もし、両者に差異があるとなれば、その差異の原因としてどのようなことが考えられるか解説していただきたい。
4	賃金構造基本統計や毎月勤労統計と調査対象範囲や給与の速いについて、分りやすく整理してほしい。また、同じ国税庁の統計について、給与支払額(平成25年)をみると、国税庁年報の給与所得課税状況(源泉所得税)における官公庁以外のその他(日雇労働者除く)で227兆円となっており、民間給与実態統計における合計額200兆円とかなり離れがみられる。この要因についても教えてほしい。	他統計と比較することで、統計ユーザーとして活用方法を確認したい。

通し番号	基本計画部会で確認したい事項	確認したい事項とお考えの理由
5	「労働時間」に関する調査事項の追加について	「労働時間」に関する調査事項の追加については労働関連統計という性質上望ましい方向だと考える。すでに、「勤続年数」と「職務」が調査項目として入っているため、時間当たり賃金を算出する際に「労働時間」の項目が追加されると、本調査がいっそう充実する。また、本調査の回答スタイル(事業所による記入)を考慮すると、労働時間の情報を追加的に収集することがどの程度容易にできることなのか、また、負担はどの程度ものなのだろうかといった点を確認したい。
6	給与階級別の1000万円以上のきざみは500万円ごとと粗くなっている。もっと、細分化する考えはないか。また、退職所得についても調査を追加することを検討していないか。	中高所得層の給与実態や、所得税の最高税率の引き上げや給与所得控除の上限の引き下げ(平成28年1200万円超、平成29年1000万円超)の影響を把握するために有用。
7	現在は1~9人規模で集計しているが、1~4人、5~9人に分けて集計する考えはないか。	他統計(賃金構造基本統計と毎月勤労統計)は5人以上の事業所を調査対象としていることと平仄を合わせるほか、より小規模な企業の賃金実態を把握しやすくするため。
8	民間給与実態統計を給与の官民比較に利用できるように調査事項を拡充することの可否	利活用事例として、実際によく聞く事例は公務員の給与調整する場合に、民間給与実態に合わせて考えるという議論がでてくると思う。その際に、単純に民間給与と公務員給与を平均値を直接に比較することはできず、従業員(労働者)と公務員の人的資本等に関する属性をコントロールした上で比較すべきものであるにもかかわらず、その調整が十分なされない印象をうける。現行の調査事項で十分な属性のコントロールができるものなのか、比較分析に耐えるだけの情報が得られているのか、実施主体の判断と説明を聞きたい。
9	現在、給与の官民比較を行う際に用いているのは、人事院「職種別民間給与実態統計」であると認識しているが、似通った統計調査と思われる同統計調査と国税庁の「民間給与実態統計調査」が併存している意義及び両統計調査の相違点について、国税庁の立場からの見解を御説明頂きたい。	同上
10	行政記録情報の活用余地	本調査の調査対象である民間事業所(源泉徴収義務者)は、所得税法の規定により各種の源泉徴収関係調査を税務署に提出することが義務付けられているため、効率性や正確性の観点から、統計調査によるのではなく当該調査を活用して民間給与実態統計を作成する余地はないのか。
11	マイナンバー制度の導入により、標本調査を行わずに全数のデータから統計作成が可能となると考えられるが、移行についてどのように考えているか? その場合、作成・公表される統計の種類・範囲等について拡充の計画はないか? (経費節減、回答負担軽減、情報の有効活用などの観点から重要な方向性と思われる。)	マイナンバー制度は、大きな経費をかけて、行政手続き・行政事務の簡素効率化を目指して導入されるものであることから、行政情報から統計が作成できる場合には、極力そのような方法に移行するべきである。例えば、個人ごとの所得額を把握することが可能となり、現行のように給与所得に限定することなく、より幅広い個人・世帯所得統計の作成が可能となると考えられる。このような統計が作成されるとすれば、経済統計の精度の向上、内容の充実に大きく寄与するものと考えられることから、是非そのような道を開くことを検討していただきたい。

通し番号	基本計画部会で確認したい事項	確認したい事項とお考えの理由
12	オンライン調査への完全移行に向けた検討状況	調査方法として、オンラインのほか郵送による収集が並存しているが、現時点でそれぞれの実際の実績にあるのか。事業規模1人から本調査の対象となりうるという状況を考慮してのことと想像するが、オンライン調査への完全移行に向けた検討はなされているのか。

未諮問統計（民間給与実態統計）に係る確認事項等

1. 調査の設計について

- ・ 調査対象給与所得者の抽出方法が年間給与額により異なる理由
- ・ 税額（総額）推計のための補正方法
- ・ 本統計の税額（総額）、課税給与所得の推計値と税収実績、課税給与所得実績とのかい離の理由

2. 調査事項、提供情報の充実について

- ・ 毎月勤労統計及び賃金構造基本統計との相違点（調査事項等）について
- ・ 「労働時間」及び「退職所得」に関する調査事項の追加について
- ・ 給与階級及び調査対象事業所規模の表章区分を細分化することの可否
- ・ 民間給与実態統計を給与の官民比較に利用できるよう調査事項を拡充することの可否

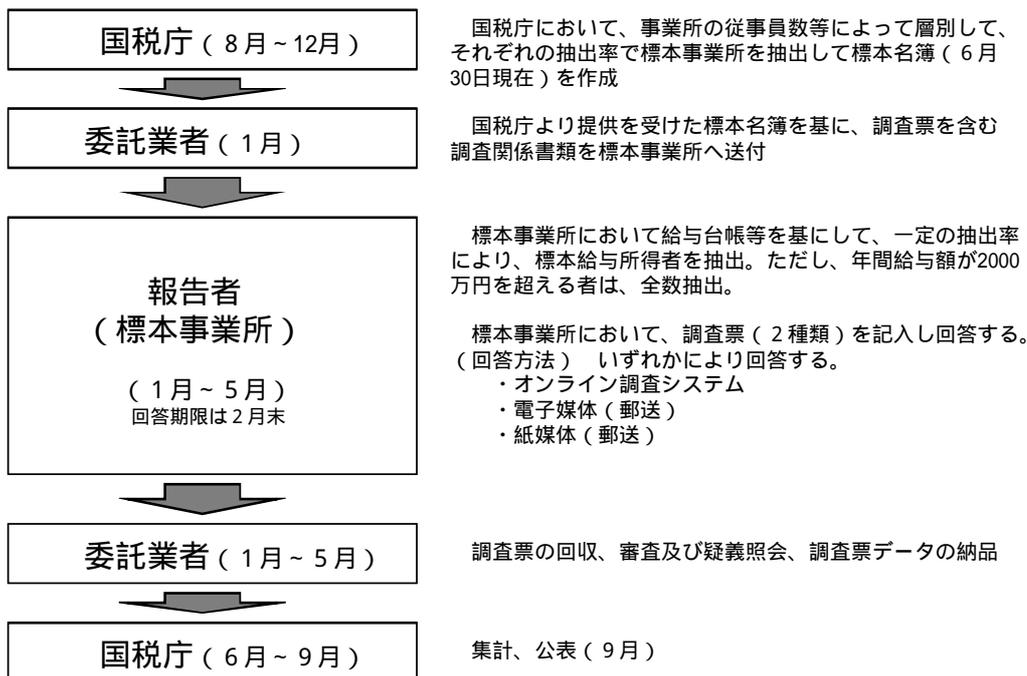
3. 作成方法の効率化等について

- ・ 行政記録情報の活用の余地
- ・ マイナンバー制度の活用について
- ・ オンライン調査への完全移行に向けた検討状況

民間給与実態統計

(資料20)
平成27年2月19日
第57回基本計画部会資料

調査の流れ



民間給与実態統計

標本の抽出

(平成25年分調査)

区分 階層	事業所の従業員 数等の区分	全体としての 事業所の抽 出率	事業所における 給与所得者の 抽出率	全体としての 給与所得者 の抽出率 ×	標本 事業所数	標本給与 所得者数	(回収率 の実績)
第1層	1～9人	1/400	1/1	1/400	所 4,941	人 17,280	% 60.9
第2層	10～29人	1/200	1/2	1/400	2,056	17,534	75.6
第3層	30～99人	1/60	1/5	1/300	2,356	25,078	79.6
第4層	100～499人	1/15	1/20	1/300	3,083	33,188	81.6
第5層	500～999人	1/3	1/50	1/150	1,806	29,116	85.3
第6層	1,000～4,999人	1/1	1/100	1/100	3,237	79,679	84.0
第7層	5,000人以上	1/1	1/200	1/200	499	45,613	82.4
第8層	本社	1/1	1/10	1/10	2,547	47,620	83.7
計					20,525	295,108	75.7

(注)「本社」とは、従業員500人未満で資本金10億円以上の株式会社の本社をいう。

民間給与実態統計

給与収入2,000万円超の給与所得者数について（平成25年分調査結果の抜粋）

・事業所規模別及び給与階級の給与所得者数
（1年を通じて勤務した給与所得者）（女）

事業所規模 性別・給与階級	10人未満	10人以上	30人以上					計	合計
			30人以上	100人以上	500人以上	1,000人以上	5,000人以上		
100万円以下	882,950	482,406	440,436	480,595	171,665	422,942	449,925	1,965,563	3,330,919
200 "	1,189,045	713,670	767,176	845,476	292,167	586,529	538,458	3,029,806	4,932,521
300 "	901,524	672,149	754,959	855,408	255,503	410,404	267,185	2,543,458	4,117,131
1,000 "	13,105	10,451	5,691	12,304	5,266	13,784	11,042	48,087	71,643
1,500 "	29,962	19,629	10,175	18,946	10,716	16,034	19,271	75,142	124,733
2,000 "	3,924	7,113	2,701	5,703	1,345	3,270	1,424	14,443	25,480
2,500 "	2,775	3,404	1,625	1,341	552	325	283	4,126	10,305
2,500万円超	1,121	3,168	2,270	1,816	360	265	273	4,984	9,273
計	3,892,425	2,692,749	2,928,804	3,858,183	1,355,053	2,373,804	1,817,824	12,333,668	18,918,842

（1年未満勤続の給与所得者）（女）

事業所規模 性別・給与階級	10人未満	10人以上	30人以上					計	合計
			30人以上	100人以上	500人以上	1,000人以上	5,000人以上		
100万円以下	566,786	604,747	569,689	628,039	207,114	464,138	589,075	2,458,055	3,629,588
200 "	78,442	132,335	161,378	187,619	58,345	85,995	76,025	569,362	780,139
300 "	28,363	52,903	68,510	109,629	42,851	71,380	41,501	333,871	415,137
1,000 "	-	-	-	-	121	283	-	406	406
1,500 "	-	372	-	551	407	346	539	1,843	2,215
2,000 "	408	-	10	-	-	-	-	10	418
2,500 "	-	-	70	18	8	9	6	111	111
2,500万円超	-	-	72	-	20	4	3	99	99
計	687,828	816,568	828,218	981,769	329,406	661,178	726,362	3,526,933	5,031,329

民間給与実態統計

民間給与実態統計と国税庁統計年報「源泉所得税」

民間給与実態統計

国税庁統計年報
「源泉所得税」

平成25年分給与額・税額

200兆円・8.7兆円
「源泉徴収義務者用」の調査票を
集計したものである。

227兆円・8.4兆円

調査方法

標本事業所及び標本給与所得者
から得た標本値に、それぞれの標
本抽出率の逆数を乗じて全体の給
与所得者数、給与額及び源泉徴収
税額を推計している。

源泉徴収義務者から提出され
た「給与所得・退職所得の所得
税徴収高計算書」を集計してい
る。（業務統計）

調査対象

12月中の給与の支払いが無い 源泉徴収義務者	×	
全従業員が「0」の 源泉徴収義務者	×	
7月以降新規開業等した 源泉徴収義務者 （民間給与実態統計の母集団が 6月30日現在のため）	×	
上記以外の源泉徴収義務者		

民間給与実態統計

他の統計との比較

区分	民間給与実態統計 (国税庁) 基幹統計	職種別民間給与実態 調査(人事院) 一般統計	毎月勤労統計(厚生 労働省) 基幹統計	賃金構造基本統計 (厚生労働省) 基幹統計
調査の目的	民間給与の実態を明らかにし、併せて、租税収入の見積り、租税負担の検討及び税務行政運営等の基本資料とすること。	一般職国家公務員の給与を検討するため。	雇用、給与及び労働時間の変動を全国的及び都道府県別に明らかにすること。	労働者の種類、職種、性、年齢、学歴、勤続年数、経験年数等と、賃金との関係を明らかにすること。
調査対象者	その年の12月31日現在で民間の事業所に勤務している給与所得者 (給与所得者数1人以上の事業所)	全産業の企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の全国の民間事業所 (常勤の従業員が対象)	[全国調査・地方調査] 常用労働者5人以上の事業所。 [特別調査] 常用労働者1～4人の事業所。 (産業分類の「公務」は対象外だが、一部の現業公務員を含む)	常用労働者5人以上の民営事業所及び常用労働者10人以上の公営事業所
調査対象期間	年分	その年の4月分(賞与等については前年8月からその年7月までの状況)	[全国調査・地方調査] 各月分 [特別調査] 毎年7月分(特別に支払われた現金給与額については前年1年間)	その年の6月分(賞与等については前年1年間)

(出典) 統計作成部局のWEBサイトより作成

民間給与実態統計

・調査事項の比較

(注1) 主な調査事項	民間給与実態統計(国税庁)	職種別民間給与実態調査(人事院)	毎月勤労統計[全国調査・地方調査](厚生労働省)	毎月勤労統計[特別調査](厚生労働省)	賃金構造基本統計(厚生労働省)
性別、年齢			(性別のみ)		
学歴	×		×	×	
役職、職務、就業形態等					
勤続年数		×	×		
経験年数	×	×	×	×	
労働時間・日数等	×	×			
採用状況	×		×	×	×
支給月数		×	×	×	×
所得控除額(注2)		×	×	×	×
税額控除額(注2)		×	×	×	×
源泉所得税額		×	×	×	×
給与額					

(出典) 統計作成部局のWEBサイトより作成

(注1) 各調査事項の定義及び範囲は各統計により異なる。

(注2) 所得税の年税額を算出(年末調整)するための税額計算項目である。

民間給与実態統計

・給与額の比較

調査事項	民間給与実態統計 (国税庁)		職種別民間給与 実態調査 (人事院)		毎月勤労統計 (厚生労働省)		賃金構造基本統計 (厚生労働省)	
	給与	給料・手当	きまって 支給する 給与	時間外 手当	きまって 支給する 給与	所定内 給与	きまって 支給する 現金給与	所定内 給与
賞与		通勤手当		所定外 給与		超過労働 給与		
備考	所得税法上、給与所得に該当するもの(現金支給、現物給与及び経済的利益が含まれ、例えば通勤手当等の非課税分は除かれる。)		現金支給及び現物給与		現金支給によるもの		現金支給によるもの	
			特別給		特別に支払われた給与		賞与・期末手当等特別給与額	

(出典) 統計作成部局のWEBサイトより作成

民間給与実態統計

調査結果の活用

・租税収入の見積り

(例) 給与所得者数の推計に活用

租税及び印紙収入補正予算の説明(財務省主税局)

2 所得税納税人員の推移

所得者別	平成 23 (実績)	平成 24 (実績)	平成 25 (実績)	平成 26	
	万人	万人	万人	当 初	補 正 後
給与所得者	4,858	4,454	4,465	4,522	4,528
申告所得者	607	609	623	618	624
事 業	154	160	161	161	160
そ の 他	453	450	461	457	464

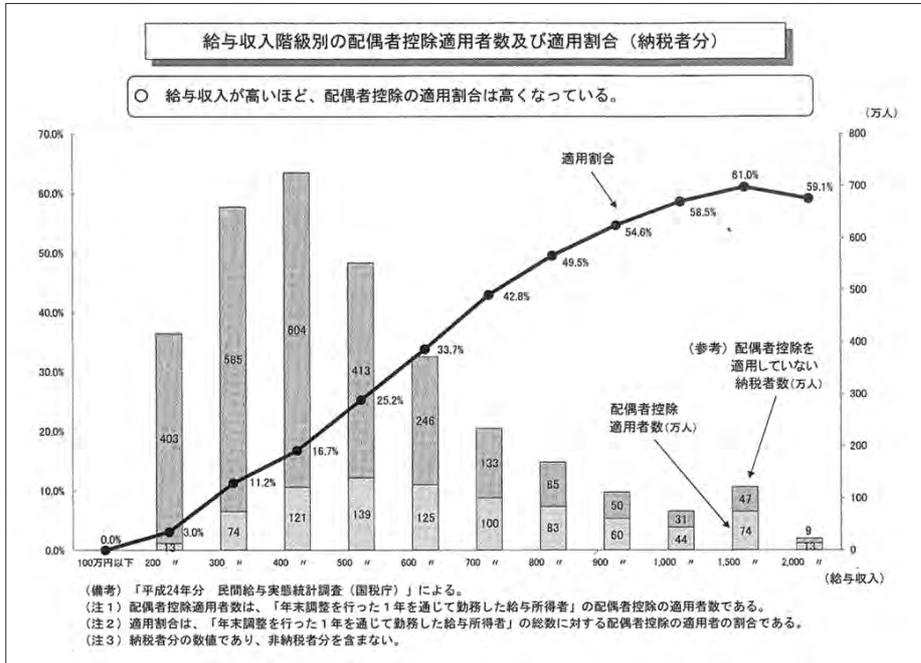
(備考) 1 給与所得者……「民間給与実態統計調査」(国税庁)及び源泉所得税の課税実績から推計した。
2 申告所得者……「申告所得税標本調査」(国税庁)等による。

民間給与実態統計

・租税負担の検討

(例) 税制調査会での議論に活用

給与収入階級別の配偶者控除適用者数及び適用割合(財務省)



民間給与実態統計

調査事項と調査票の記入方法(別添1参照)

【調査事項】

(源泉徴収義務者用)

- ・名称又は氏名
- ・所在地又は住所
- ・企業の主な業務
- ・給与所得者用調査票の枚数及び人員数
- ・組織及び資本金
- ・給与所得者数
- ・年間給与支給総額
- ・給与支給総額に対する年間源泉徴収税額

(給与所得者用)

- ・給与所得者の氏名又は記号等、性別、年齢、勤続年数及び職務
- ・年中の給与の受給月数
- ・年末調整の有無
- ・扶養親族の内訳
- ・給与の金額
- ・所得控除額及び税額控除額の内訳
- ・年税額

【調査票の記入方法】

主な調査項目は、事業所において既に作成されている書類から記入することにより作成可能

(作成基資料の例) いずれも標本事業所が記入を行い、個々の給与所得者は、調査票の記入を行っていない。

源泉徴収義務者用

- ・給与所得・退職所得等の所得税徴収高計算書

給与所得者用

- ・給与所得・退職所得に対する所得税源泉徴収簿
- ・給与所得者の保険料控除申告書兼給与所得者の配偶者特別控除申告書

民間給与実態統計

作成方法の効率化

・行政記録情報の活用

源泉徴収義務者用（調査票）

調査事項	把握の可否
業種	
組織及び資本金	
給与所得者数 （3月、6月、9月、12月）	（税金の納期について特例を受けている場合、3月及び9月は把握できない）
年間給与支給総額	
年間源泉徴収税額	

（活用基となる法定資料等）

法人設立又は個人事業の開業に関する届出書等（別添2参照）
「給与所得・退職所得等の所得税徴収高計算書」（別添3参照）
「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」（別添4参照）

給与所得者用（調査票）

調査事項	把握の可否
性別、年齢、勤続年数	×
給与支給月数、職務	×
年末調整の有無	（注） （年末調整の有無を示す項目は存在しないが、他の項目から推測可能）
控除対象配偶者、扶養親族	（注）
本人控除項目	（注）
給与の金額	（注） （給料と賞与の区分不可）
諸控除	（注）
年税額	（注）

（活用基となる法定資料）

「給与所得の源泉徴収票」（別添3参照）

（注）「給与所得の源泉徴収票」には給与等の金額が500万円を超える者等、一定の提出基準があるため、全ての者の把握はできない。

民間給与実態統計

作成方法の効率化

・オンラインによる回答の推奨

（平成25年分民間給与実態統計におけるオンライン調査の現状）

調査対象事業所27,057事業所

有効回答事業所20,525事業所（内オンライン回答事業所1,863事業所、利用率9.1%）

（オンライン調査システムの利用率向上への施策）

平成26年分調査において、特定の階層の事業所に対しオンライン回答へ誘導するCD-ROMを送付し、その効果を検証して次回調査で拡大を検討することとしている。

平成26年分民間給与実態統計調査

調査票の記入のしかた



この「調査票の記入のしかた」を参考に調査票を記入してください。
で囲んだ数字は各書類の右上の表示に対応しています。

目次

1 民間給与実態統計調査とは？	1
2 調査票等の提出方法について	2
3 調査票作成の順序	4
4 民間給与実態統計調査票（源泉徴収義務者用）（ ）の記入のしかた	6
5 給与所得者の記入対象者の決定方法	9
6 民間給与実態統計調査票（給与所得者用）（ ）の記入のしかた	10
よくある質問事例	14

1 民間給与実態統計調査とは？

民間給与実態統計調査は、統計法に基づく基幹統計「民間給与実態統計」の作成を目的として、国税庁において毎年実施している統計調査です。「民間給与実態統計」は、民間の事業所における年間の給与の実態を、給与階級別、事業所規模別、企業規模別等に明らかにし、併せて、租税収入の見積り、租税負担の検討及び税務行政運営等の基本資料とすることを目的としています。

民間の事業所の給与の実態を明らかにするという重要な調査であることを御理解いただき、御回答をよろしくお願いします。

この調査は報告の義務があります

この調査は、「統計法」（平成19年法律第53号）という法律に基づいた基幹統計調査として実施します。

この法律では、基幹統計調査を受ける人には報告の義務を、また、調査を実施する関係者には調査によって知ったことを他に漏らしてはならない義務を規定しています。更に、これらに反したときには罰則が定められています。

なお、調査票に御記入いただいた内容は、統計作成の目的以外（税の資料など）に使用することはありません。

所得税に復興特別所得税を含みます

平成25年分の所得税から、復興特別所得税が創設されました。

そのため、各調査票の税額を記入する欄には所得税及び復興特別所得税を記入します。

4 民間給与実態統計調査票（源泉徴収義務者用）（ ）の記入のしかた

この調査票は、平成26年分の源泉所得税を納めた際の「給与所得・退職所得等の所得税徴収高計算書（写）（給領収証書）」（平成26年1月から12月支払分）を参考に記入してください。

記入例



政府統計

別紙様式第1号
統計法に基づく基幹統計調査
国税庁

平成26年分 民間給与実態統計調査票（源泉徴収義務者用）

〒100-0013
東京都千代田区霞ヶ関3-1-1
国税商事株式会社
給与 ご担当者様



政府統計コード（オンライン調査）
7IU0 ナナ・アイ・ユー・ゼロ

調査対象者ID
1234512345678

確認コード（オンライン調査）
abcdefgh

記入のしかた P6 記入例参照

1. この調査票について答えられる方の氏名等

1	氏名 国税太郎	課係名 経理	電話番号 XX-XXXX-XXXX （内線 XXX ）
---	----------------	---------------	---

2. 調査項目 記入例

企業の主な業務 （記入のしかたP8を参照の上、該当の業種番号を記入してください。）	03
回答いただいた給与所得者用調査票の人員及び層番号	143
組織及び資本金 ・該当する番号を記入してください。 ・株式会社の場合は、平成26年12月末現在の資本金の額によって、「2」～「6」の該当する番号を記入してください。	3

給与所得者数	イ 3月末現在の人員 49人
その月中に支払った人員を記入してください。	ロ 6月末現在の人員 55人
	ハ 9月末現在の人員 54人
	ニ 12月末現在の人員 63人

6. 年間給与支給総額
千円未満は四捨五入し、千円単位で記入してください。 174281 000円

7. 給与支給総額に対する年間源泉徴収税額
千円未満は四捨五入し、千円単位で記入してください。 7841 000円

個人経営1

株式会社（資本金）2

2,000万円未満2

2,000万円以上3

5,000万円以上4

1億円以上5

10億円以上6

有限会社7

合名会社8

合資会社8

相互会社8

上記以外の法人
（例：労働組合、宗教法人など）9

日雇労働者・アルバイト等で「給与所得の源泉徴収税額表（日額表）」の丙欄を適用した者は、除いてください。

この調査は、統計法に基づく基幹統計を作成するために行う調査です。
この調査の対象となった事業所の方々には統計法に基づく報告の義務があり、報告の拒否や虚偽報告については罰則があります。
この調査の実施に当たっては、特に必要がある場合には、関係者の方々への質問を行うことがあります。

< 返戻先及び問い合わせ先 >

国税庁「平成26年分民間給与実態統計調査」事務局
TEL 0120-949-797（平日 9：00～18：00）
〒104-8782 日本郵便株式会社晴海郵便局郵便私書箱第518号NBI
東京国税局では「民間給与実態統計調査」について、民間企業に業務委託しています。
東京国税局 企画課企画第二係

お手元控えとして、郵送前に必ずコピーを保管してください。

調査票の記入に当たって

調査票は、黒の鉛筆かシャープペンシルで記入してください。
 調査票は、機械で読み取りますので、汚さないでください。
 書き間違えた場合には、消しゴムできれいに消してから記入してください。

- 1 電話番号は、市外局番から記入してください。
 調査票の記入内容等についてお尋ねすることがありますので、そのときにお答えいただける方の氏名、課（係）名、内線番号を記入してください。
- 2 工場、支店、営業所、出張所等の場合には、その事業所の業務（業種）ではなく、貴事業所等の企業全体としての主な業務に該当する業種番号を8ページの業種番号表から選択してください。
- 3 調査票（給与所得者用 X ）に記入した人員数を記入してください（調査票（給与所得者用 X ）を作成後に記入してください。）。また、9ページを参考に貴事業所における平成26年12月31日現在の給与所得者（役員・アルバイト等を含む。）数による区分（第 層）を数字で記入してください。
- 4 株式会社の支店や事業所の場合は、本社の資本金額に該当する番号を記入してください。

給与所得・退職所得等の所得税徴収高計算書（写） 給領収証書

5 3月・6月・9月・12月支払分の人員数を転記してください。
 納期の特例を受けている方は給与台帳等から人数を確認して記入してください。

平成26年1月から12月支払分を準備してください。

6 平成26年1月から12月の支給額を合計し、記入してください（千円未満は四捨五入し、千円単位で記入してください。）。

7 平成26年1月から12月の税額を合計し、記入してください（千円未満は四捨五入し、千円単位で記入してください。）。
 ＊年末調整による不足税額・超過税額を加減算します。
 ＊0の場合も「0」と記入してください。